

○国土交通省告示第 号

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第十五条第二号の規定により住宅性能評価の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものとして国土交通大臣が定める場合を次のとおり定めたので、告示する。

平成 年 月 日

国土交通大臣 北側 一雄

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第十五条第二号の規定により住宅性能評価の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものとして国土交通大臣が定める場合を次のとおり定める。

第一 登録住宅性能評価機関（その者が法人である場合にあつては、その役員）又はその職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合

第二 登録住宅性能評価機関（その者が法人である場合にあつては、その役員）又はその職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の申請に係る住宅について次のいずれかに該当する業務を行った場合

- 1 設計に関する業務
- 2 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務

3 建設工事に関する業務

4 工事監理に関する業務

第三 登録住宅性能評価機関（その者が法人である場合にあつては、その役員）又はその職員（評価員を含む。）がその役員又は職員（過去二年間に役員又は職員であつた者を含む。）である者が、次のいずれかに該当する業務を行った場合（当該役員又は職員（評価員を含む。）が当該申請に係る住宅性能評価の業務を行う場合に限る。）

1 住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合

2 住宅性能評価の申請に係る住宅について第二の1、2、3又は4に掲げる業務を行った場合

第四 第一から第三までに掲げる場合に準ずる場合であつて、住宅性能評価の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる場合